

第11号様式（第8条関係）

業種 分類	(1) 収集運搬
	(2) 処分
	(3) 浄化槽清掃

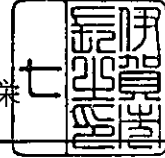
一般廃棄物収集運搬・処分業及び浄化槽清掃業  
許 可 証

許可番号	伊第 2-11 号
許可年月日	令和 2 年 3 月 27 日

令和 2 年 2 月 12 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業・処分業及び浄化槽清掃業について、次の条件で許可します。

株式会社エム・シー・エス  
代表取締役 上田 龍雄 様

伊賀市長 岡本 栄



住所又は営業所の所在地	津市下弁財町津興 2 5 8 番地 2		
名称又は代表者氏名	株式会社エム・シー・エス 代表取締役 上田 龍雄		
廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）		
収集運搬・処分及び浄化槽清掃業の別	処分業		
有効期間	2020（令和 2）年 4 月 1 日から 2022（令和 4）年 3 月 3 1 日まで		
事業区域	伊賀市内		
条 件	1 処分業務は、リサイクルを目的とする草、木、剪定枝、生ごみ等の破碎および堆肥化とする。 2 処分業として許可する堆肥化施設の所在地は、伊賀市島ヶ原 8 8 0 1 番地の 8 とし、堆肥化及び飼料化とする。 BR 1 2 0 T は移動式のため保管場所は、伊賀市阿保 4 4 5 番地 1 とする。 MIXTRON 7 0 0 の保管場所は、伊賀市青山羽根 1 3 1 0 番地 1 とする。 3 阿保及び青山羽根を所在とする破碎・堆肥化処理施設の処理量は、1 日当たり 5 t 未満とする。 4 臭気、排水等の対策を図り、地域住民から苦情等がないよう留意すること。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則並びにその他関係法令を遵守するとともに市長の指示に従うこと。 6 誓約書を厳守すること。 7 業務実績報告書を、翌月の 1 0 日までに市長に提出すること。		
	区分	許 可 機 種	備 考
	ごみ	【島ヶ原】 破碎施設 処理能力 2 6 . 4 t / 日（8 時間） 堆肥化施設 処理能力 1 8 . 8 t / 日（2 4 時間） 飼料化施設 処理能力 9 . 4 t / 日（8 時間） 【阿保・青山羽根】 破碎・堆肥化処理施設 5 t 未満 / 日 KOMATSU BR120T REFORE RYOKUSAN MIXTRON700	